

【被用者年金一元化関係資料目次】

○制度的な差異の取扱いについて	
・ 厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例	1
・ 厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する 給付調整の取扱い	2
・ 60歳台前半の公務員OBに対する年金支給停止の強化	4
・ 老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正に おける既裁定者の取扱い	5
・ 厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計	6
・ 加給年金額の加算要件に係る加入期間の取扱い	7
・ 国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく老齢年金の 支給停止の現行の取扱い（2階部分）	8
・ 地方公共団体の長の加算特例の概要	9
○追加費用等について	
・ 追加費用等	10
・ 追加費用の減額について	11
・ 共済年金における追加費用の概要	12
・ 追加費用総額の推移	14
・ 文官恩給（国支給）と追加費用（国共済）の推移	15
○制度体系、事務組織、積立金の管理運用について	
・ 関係条文	16
・ 基礎年金の費用負担の仕組み	18
・ 被用者年金各法における財政検証等に関する規定	19
・ 事務組織	21
・ 国内債券及び国内株式会社の市場規模	22
・ 被用者年金各制度の積立金運用について	23
・ 積立金運用に係る資産構成割合	24
・ 共済の独自運用について	25
○被用者年金一元化の閣議決定(18.4.28)について（概要）	26
○被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について（閣議決定）	27
○「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」に関する参考資料	
・ これまでの経緯	32
・ 年金制度の体系	33
・ 被用者年金制度の保険料率の統一	34
・ 積立金の仕分け	37
・ 共済年金の職域相当部分について	39
・ 遺族共済年金の転給制度について	40
・ 支給開始年齢早見表	41

厚生年金と共済年金の主な制度的な差異の例

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②老齢給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者） ・65歳までは低在老方式。 ・65歳以降は高在老方式。 ○制度間（共済年金加入者） ・支給停止なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
③障害給付の在職支給停止	○制度内（厚生年金被保険者）、制度間（共済年金加入者）ともに給付調整なし。	○制度内（共済年金加入者） ・厚年低在老方式。3階部分は支給停止。 ※私学共済加入者は、厚年の老齢給付の場合と同様の方式。 ○制度間（厚生年金被保険者等（※）） ・厚年高在老方式。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の転給	○先順位者の者があれば、次順位以下の者に支給されない（転給なし）。	○先順位者の者が失権した場合、次順位者に支給される（転給あり）。
（経過措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子の5年遅れのスケジュール。 （昭和21年4月2日以降生まれ～）	○60歳台前半の特別支給老齢給付の支給開始年齢引上げについて、女子は男子と同じスケジュール。 （昭和16年4月2日以降生まれ～）
⑦60歳前の繰上げ年金	○なし	○組合員期間等が25年以上あり、組合員期間が20年以上ある者が支給開始年齢前から退職共済年金受給を希望したときに、希望したときから減額受給できるもの。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い

[老齡(退職)給付版]

	厚生年金被保険者等 (注)			国・地共済組合員			私学共済加入者 (注)		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	△	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

厚生年金と共済年金（厚年相当部分）の在職者に対する給付調整の取扱い [障害給付版]

	厚生年金被保険者（注）			国・地共済組合員			私学共済加入者（注）		
	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～	～64歳	65歳 ～69歳	70歳～
厚生年金 受給権者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
国・地共済 年金受給権者	○	○	○	△	△	△	○	○	○
私学共済年金 受給権者	○	○	○	○	○	○	△	○	○

※「◎」：給付調整なし。

※「○」：「厚年高在老方式」

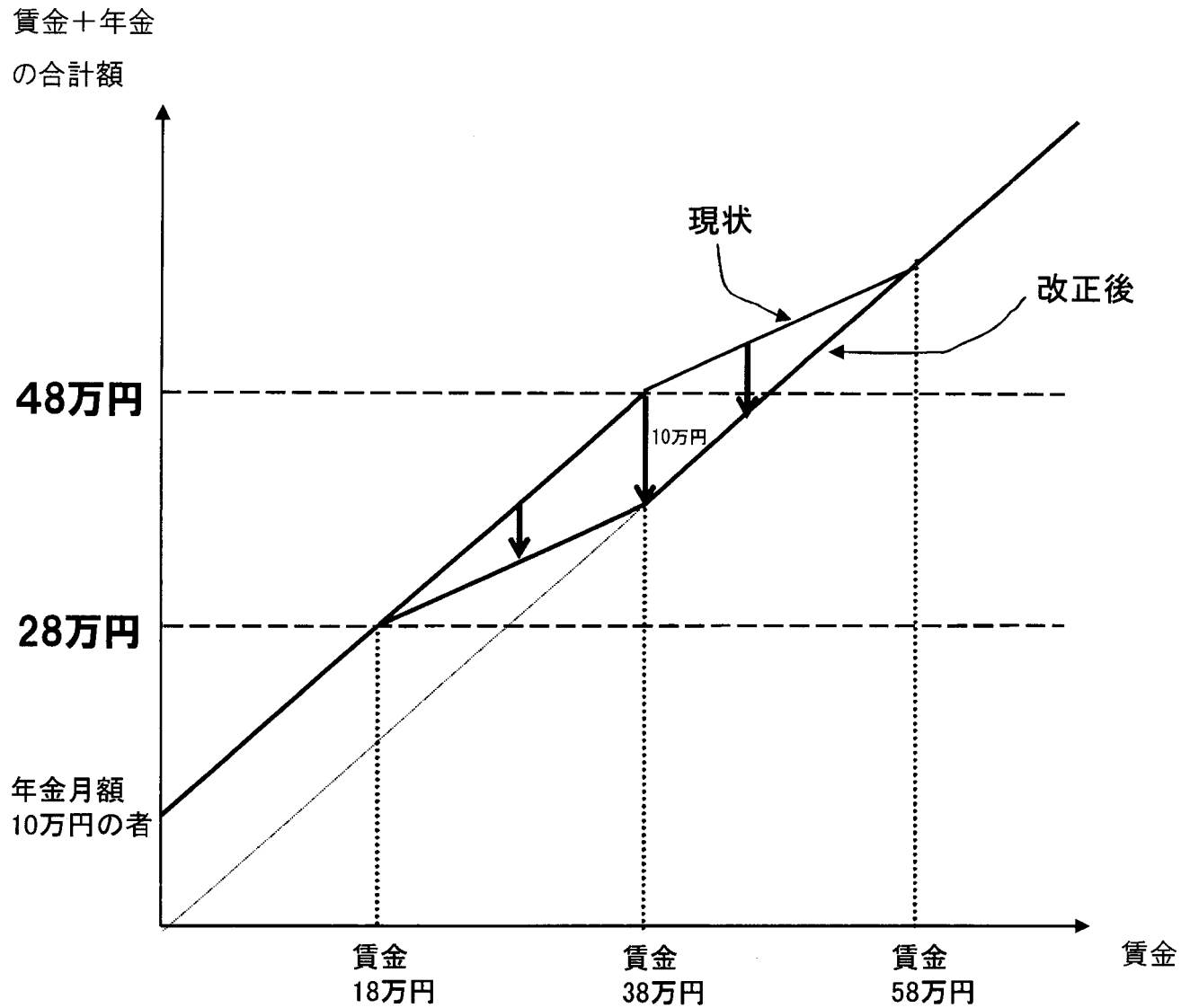
- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整額(48万円)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。

※「△」：「厚年低在老方式」

- ・賃金(標準報酬月額+ (年間賞与÷12))と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が支給停止調整開始額(28万円：2対1調整の基準額)に達するまでは、満額の厚生年金を支給する。
- ・これを上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- ・賃金が支給停止調整変更額(48万円：1対1調整の基準額)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

(注) 厚生年金と私学共済年金では、70歳以上の者は、年金保険料の負担はない。

60歳台前半の公務員0B等に対する年金支給停止の強化



老齢給付の在職支給停止に関わる過去の主な制度改正 における既裁定者の取扱い

平成6年改正(厚生年金・共済年金) (平成7年4月施行)

- 60歳台前半の者に適用される在職支給停止について、賃金の増加に応じ、賃金と年金の合計額が増加するよう改正
- 施行時60歳以上の者については、改正後の方式と改正前の方式とを比べて、停止額の少ない方を適用する経過措置を実施

平成12年改正(厚生年金) (平成14年4月施行)

- 60歳台後半の者にも在職支給停止の仕組みを導入(60歳台前半より緩やかな減額方法)
- 施行時65歳以上の者(受給権が発生していない者を除く)については、非適用とする経過措置を実施

平成12年改正(共済年金) (平成16年4月施行)

- 他の被用者年金制度加入中の支給停止について、従来の「緩やかな所得制限」から「厚生年金の60歳台後半の者に係る在職支給停止の仕組み」に切替え
- 施行時67歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施(それ以外の者については、既得権保障を行う特段の経過措置なし)

平成16年改正(厚生年金・共済年金) (平成19年4月施行)

- 70歳以上の者にも「60歳代後半の者に係る在職支給停止」と同様の仕組みを導入
- 施行時70歳以上の者については、非適用とする経過措置を実施

厚生年金に70歳以上高在老を導入した場合の適用者数の推計

○70歳以上

○うち80歳以上(再掲)

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	381		156	
～ 150.0	92	24.2	57	36.3
150.0～199.9	47	36.6	24	51.4
200.0～249.9	50	49.6	19	63.7
250.0～299.9	24	55.8	7	67.9
300.0～349.9	38	65.8	11	74.9
350.0～399.9	25	72.5	8	80.3
400.0～449.9	11	75.5	3	82.5
450.0～499.9	13	79.0	5	85.9
500.0～549.9	5	80.4	2	87.1
550.0～599.9	5	81.6	1	87.7
600.0～649.9	12	84.9	4	90.0
650.0～699.9	3	85.6	2	91.2
700.0～749.9	7	87.3	2	92.5
750.0～799.9	4	88.3	1	93.0
800.0～849.9	2	88.7	1	93.6
850.0～899.9	4	89.7	1	94.3
900.0～	39	100.0	9	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	28.9		22.9	

総報酬額階級 (万円)	男子 (千人)	累積 (%)	女子 (千人)	累積 (%)
総数	59		33	
～ 150.0	23	38.8	15	45.5
150.0～199.9	6	48.2	5	60.3
200.0～249.9	6	58.7	3	69.4
250.0～299.9	2	61.3	1	73.3
300.0～349.9	4	67.8	2	78.5
350.0～399.9	4	74.8	1	82.7
400.0～449.9	1	76.7	1	84.8
450.0～499.9	2	79.3	1	88.6
500.0～549.9	1	80.3	0	89.7
550.0～599.9	1	81.7	0	90.1
600.0～649.9	2	84.5	1	92.0
650.0～699.9	0	85.2	0	92.4
700.0～749.9	1	86.5	0	93.4
750.0～799.9	1	87.9	0	93.6
800.0～849.9	0	88.3	0	93.8
850.0～899.9	1	89.2	0	94.6
900.0～	6	100.0	2	100.0
平均総報酬額 (月額換算、万円)	26.3		20.8	

- (注) 1. 健康保険被保険者実態調査(平成16年10月)をもとに推計したものである。
 2. 網掛け部分は年金額(一部または全額)が支給停止となる階級である(対象者数合計11.5万人)。さらに、濃い網掛け部分は年金額が全額支給停止となる階級である(対象者数合計7.0万人)。
 3. 支給停止となるか否かについては、全員が老齢相当の平均年金額(報酬比例部分:男子118,995円、女子50,203円)を受給するものと仮定して推計している。

加給年金額の加算要件に係る加入期間の取扱い

【現行の加給年金の加算要件について】

- 加給年金については、被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合であって、一定条件を満たす配偶者や子（※）を有するときに、当該老齢厚生年金に加算される。ところ。

※ 加給年金額の加算要件について、具体的には以下のとおり。

- ① 被保険者期間（厚生年金の場合。共済年金の場合は組合員期間）が20年以上である老齢厚生年金（厚生年金の場合。共済年金の場合は退職共済年金）の受給権を有する場合で、
- ② 当該老齢厚生年金の受給権を有する者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者又は18歳到達年度の末日までの間にある子若しくは20歳未満の障害等級1級・2級の障害のある子を有するときに加算される。

- 加給年金額の加算要件期間については、それぞれの被用者年金制度に係る加入期間を個々に計算し、複数の加入期間を有する場合は、各期間を通算しない。

【制度統合後の加給年金の加算要件について】

- 加給年金額の加算要件期間については、従前の被用者年金制度に係る加入期間を複数有する場合、制度統合により、各期間を通算することになる。
- したがって、従前、厚生年金と共済年金個々では加算要件期間を満たさない者であっても、通算することによって、加給年金額の加算要件期間を満たすことが可能となる場合がある。

《事例》

- ・ 厚生年金に係る被保険者期間 10年
- ・ 共済年金に係る組合員期間 15年

（現行）

それぞれの加算要件期間が20年未満であるため、加給年金額は加算されない。

（制度統合後）

通算することにより加算要件期間が20年以上となるため、加給年金額が加算。

国会議員又は地方議会議員の歳費等に基づく 老齢年金の支給停止の現行の取扱い（2階部分）

- 厚生年金においては、「自制度の被保険者（支え手）である間は支給停止する」という考え方。国会議員や地方議会議員は被用者でなく、厚生年金の被保険者でないことから、その歳費等を勘案した年金支給停止の仕組みは設けられていない。

- 共済年金においては、国会議員や地方議会議員が他の被用者年金制度の加入者と同様の状況（歳費等が給与所得扱いであること等）にあることを踏まえ、他の被用者年金制度の加入者と同様、「緩やかな減額方法」により年金を支給停止する仕組みとなっている。

（参考）国会議員又は地方議会議員である場合の老齢年金支給停止の状況（平成16年度末現在）

	国共済	地共済	私学共済
議員である受給権者数	572人(国45、地方527)	3,158人(国22、地方3,136)	61人(国4、地方57)
支給停止者数	226人(国45、地方181)	1,460人(国22、地方1,440)	27人(国4、地方23)
支給停止額	181,457千円 (国50,620、地方130,837)	1,264,128千円 (国22,942、地方1,241,186)	10,810千円 (国1,323、地方9,486)
年金総額と 上記の占める割合	17,588億円 0.01%	45,006億円 0.03%	2,729億円 0.004%

追加費用等

【現状】

- 国共済・地共済の現行制度創設時（国共済は昭和34年、地共済は37年）に、従来の恩給制度から社会保険方式に切り替えられ、恩給期間分も年金として支給することとされた。恩給期間分は元来、保険料財源ではなく、恩給としての支給が予定されていたことを踏まえ、国・地方公共団体等が「追加費用」として負担している。

- 平成17年度の追加費用額

国共済	4,702億円	税負担分 3,315億円 郵政等分 1,387億円
地共済	1兆1,896億円	
合計	1兆6,599億円	

- 今後の見込み

- ・平成18年度以降（国共済＋地共済） 約19兆円

（注）平成17年度末現価。なお、平成18年度は予算額、平成19年度以降は平成16年財政再計算ベース。

- 追加費用対象者数（平成17年度末） 215万人

（内訳）国共済64万人（うち郵政等分約18万人）、地共済151万人

- 平成17年度の文官恩給額

国支給	356億円
地方公共団体支給	489億円
合計	845億円

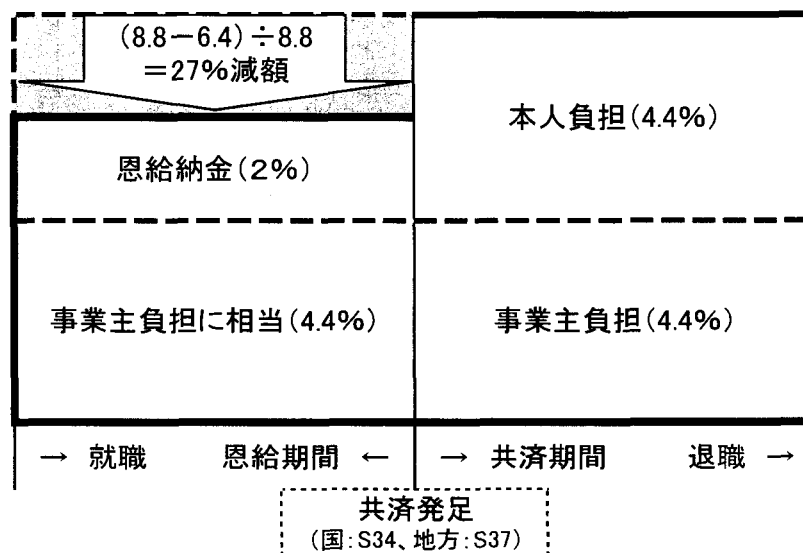
- 文官恩給対象者数（平成17年度末） 約7万人

（内訳）国支給 約3万人、地方公共団体支給 約4万人

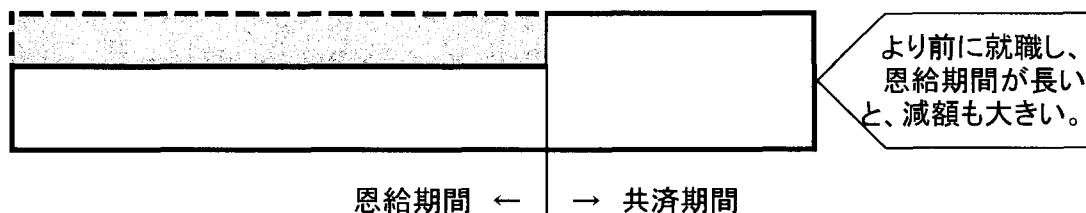
追加費用の減額について

1 基本的考え方

○恩給期間に係る給付(追加費用財源)について、負担に見合った水準まで一律に27%減額。



※恩給期間の長短によりどれだけ減額するかが変わる。



(例) 勤続期間35年の者について恩給期間10年、共済期間25年の者であれば、 $27\% \times 10/35 = \text{約}8\%$ の減額となる。

2 配慮措置

○受給者の生活の安定を確保し、その財産権を保障する観点から、以下の配慮措置を講じる。

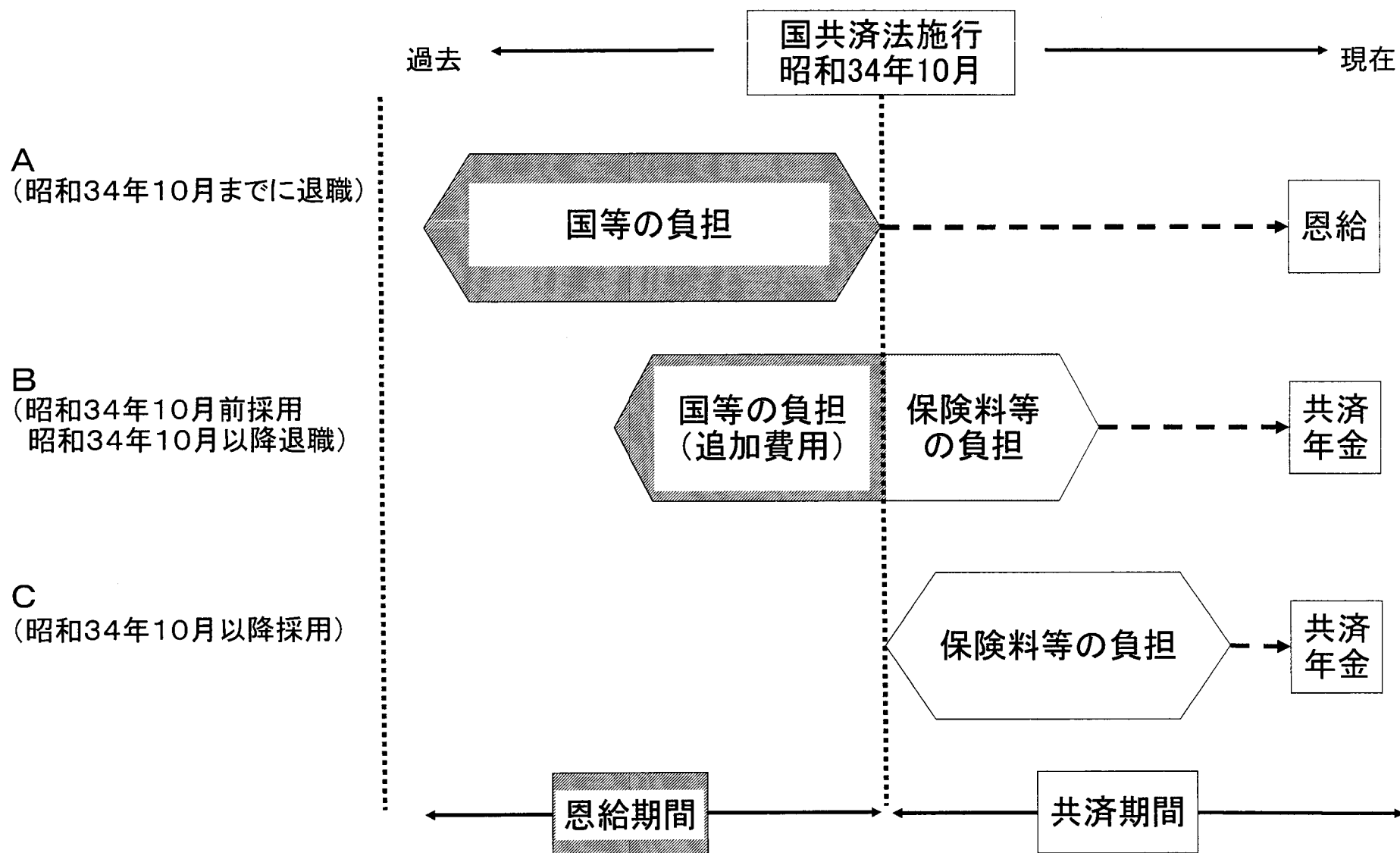
①給付額減額率の上限

給付額(恩給期間と共済期間の合計)に対する削減率に10%の上限を設けることとする。

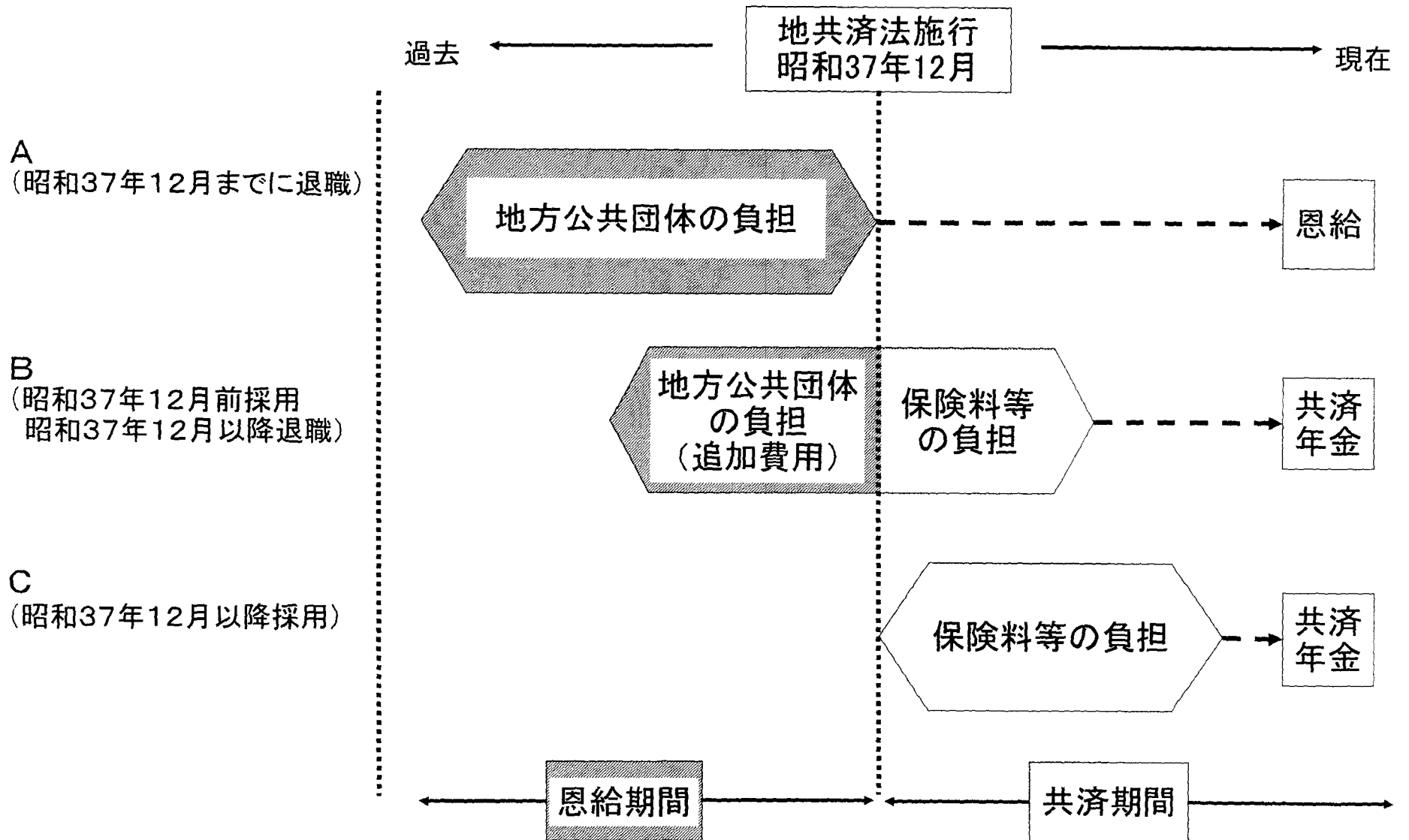
②減額対象の下限

250万円/年以下の給付(恩給期間と共済期間の合計)は減額しない。

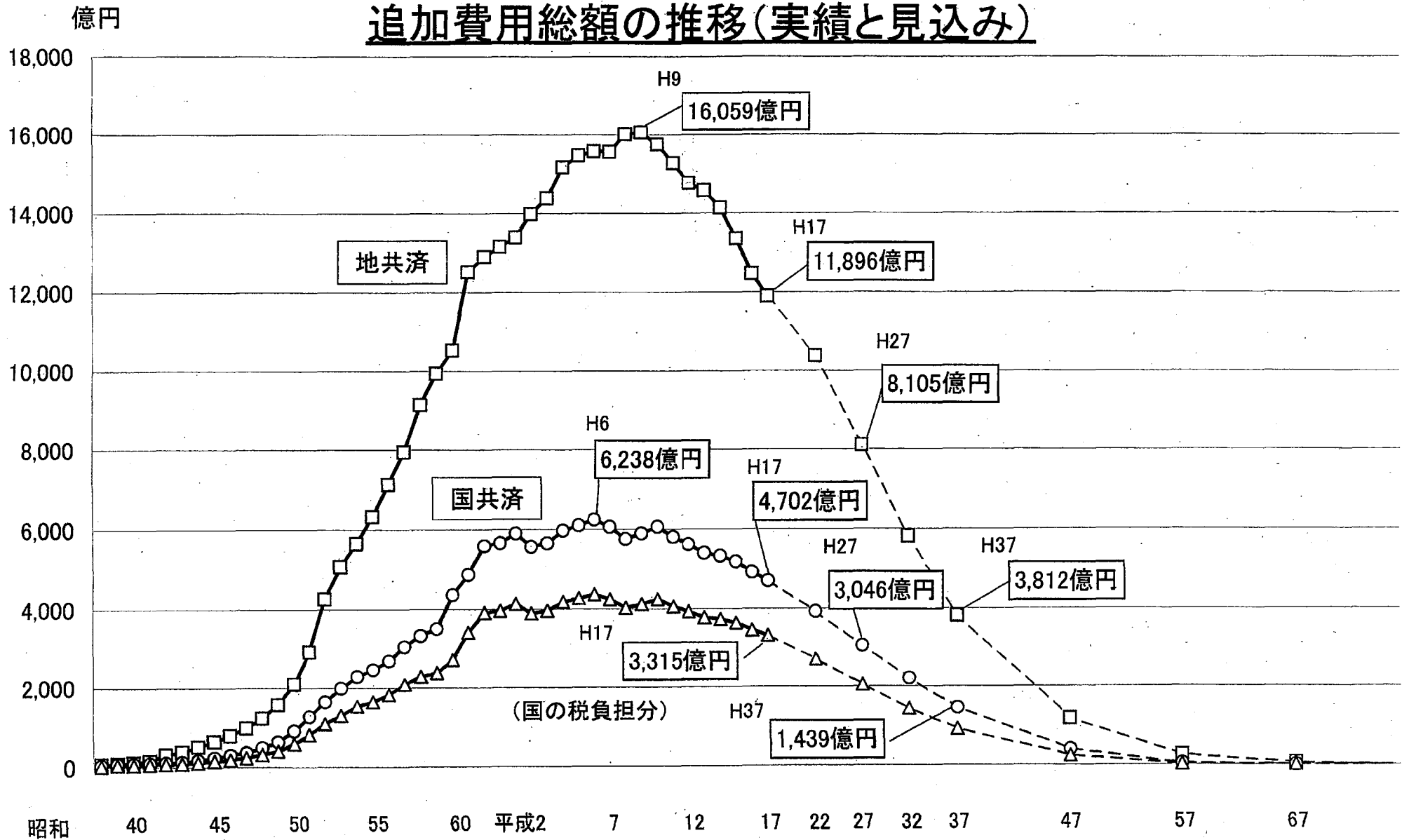
国家公務員共済年金における追加費用の概要



地方公務員共済年金における追加費用の概要



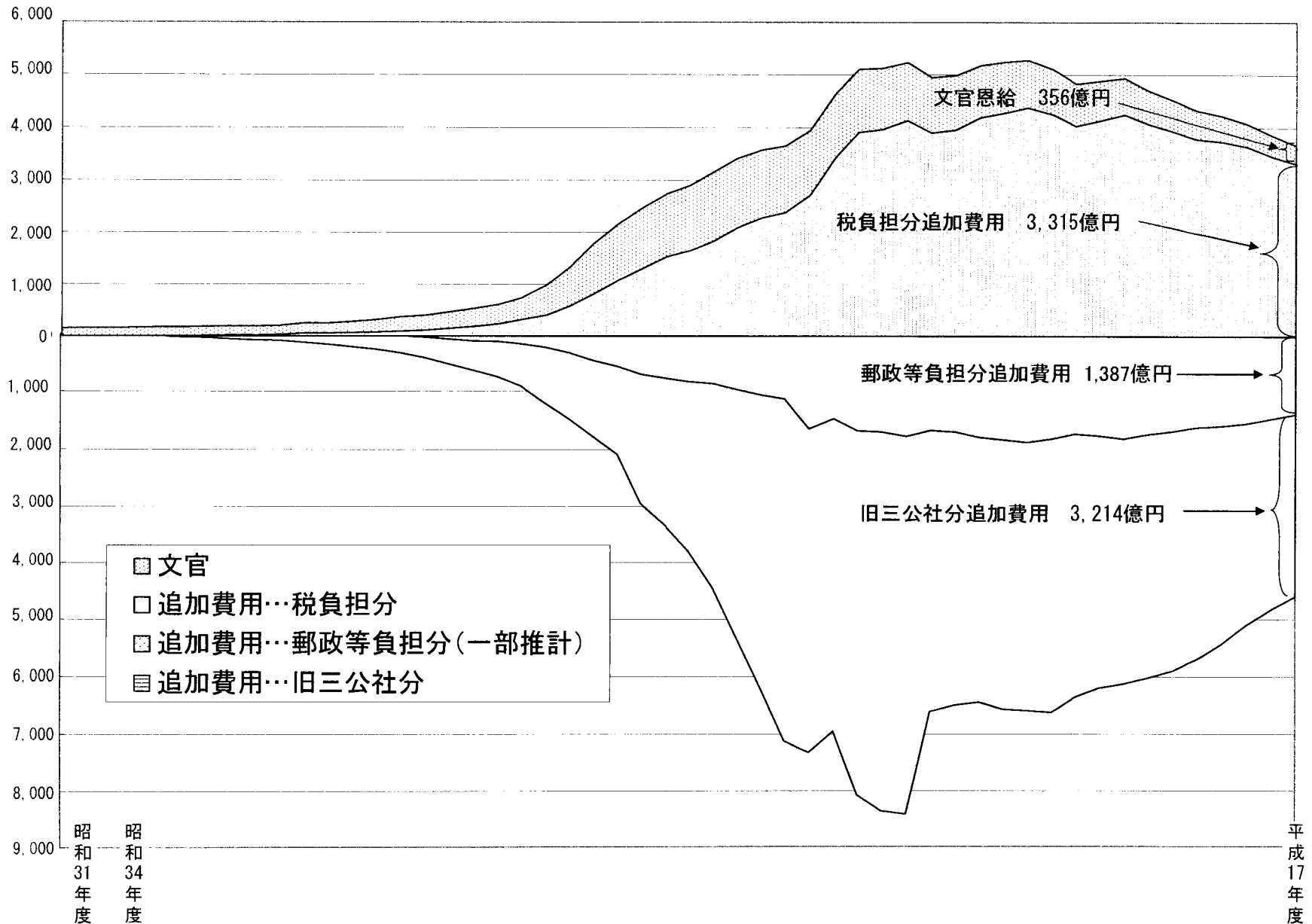
追加費用総額の推移(実績と見込み)



(注) 追加費用は、平成17年度までは実績値、平成18年度以降は平成16年財政再計算に基づく見通しである。
 国共済の—△—は税負担分(過去分は一部推計)。

文官恩給(国支給)と追加費用(国共済)の推移

単位: 億円



- (注) 1. 旧三公社分は、JT、NTT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JR分)が負担している。
 2. 郵政等負担分は、日本郵政公社、(独)国立印刷局及び(独)造幣局が負担している。

厚生年金保険法（抄）

（適用除外）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

- 一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、次に掲げるもの
 - イ 略
 - ロ 法律によつて組織された共済組合（以下単に「共済組合」という。）の組合員
 - ハ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）
- 二～五 略

国家公務員法（抄）	地方公務員法（抄）
<p>(退職年金制度)</p> <p>第一百七条 職員が、相当年限忠実に勤務して退職した場合、公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した場合又は公務に基き死亡した場合におけるその者又はその遺族に支給する年金に関する制度が、樹立し実施せられなければならない。</p> <p>2 前項の年金制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>3 第一項の年金制度は、健全な保険数理を基礎として定められなければならない。</p> <p>4 <u>前三項の規定による年金制度は、法律によつてこれを定める。</u></p> <p>第一百八条 人事院は、前条の年金制度に関し調査研究を行い、必要な意見を国会及び内閣に申し出ることができる。</p>	<p>(共済制度)</p> <p>第四十三条 職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。</p> <p>2 前項の共済制度には、職員が相当年限忠実に勤務して退職した場合又は公務に基づく病気若しくは負傷により退職し、若しくは死亡した場合におけるその者又はその遺族に対する<u>退職年金に関する制度</u>が含まれていなければならない。</p> <p>3 前項の退職年金に関する制度は、退職又は死亡の時の条件を考慮して、本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならない。</p> <p>4 第一項の共済制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</p> <p>5 第一項の共済制度は、健全な保険数理を基礎として定めなければならない。</p> <p>6 <u>第一項の共済制度は、法律によつてこれを定める。</u></p>

国家公務員共済組合法（抄）	地方公務員等共済組合法（抄）
<p>(国家公務員法との関係)</p> <p>第二百六条の六 <u>この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第一百七条に規定する年金制度とする。</u></p>	<p>(地方公務員法との関係)</p> <p>第四十五条 <u>この法律の規定による短期給付及び長期給付の制度は、一般職に属する職員については、地方公務員法第四十三条に規定する共済制度とする。</u></p>

基礎年金の費用負担の仕組み

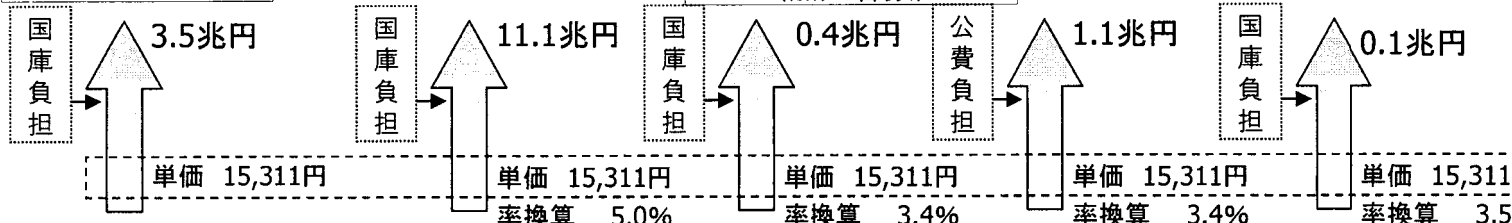
年金給付

基礎年金 (全国民共通の給付) 16.8兆円
 [平成18年度(満額) 1人6.6万円、夫婦13.2万円]

【基礎年金勘定】

国民年金制度拠出分 被用者年金制度拠出分

第1号被保険者 (保険料納付者数) 第2・3号被保険者 (加入者数)

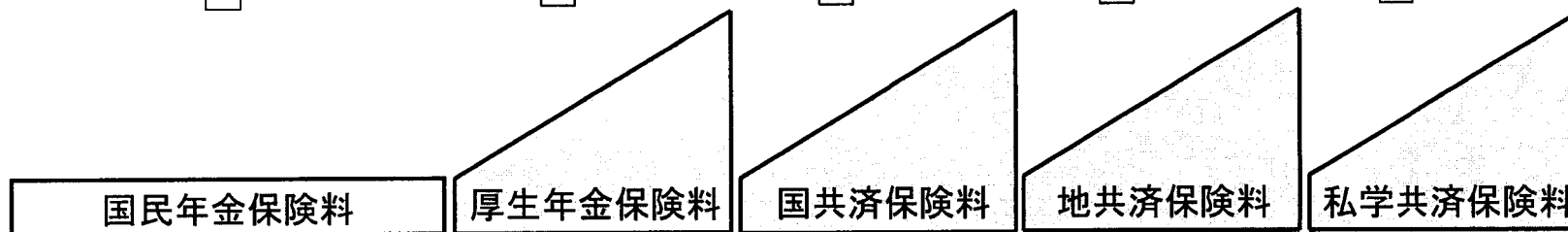


基礎年金拠出金 (被保険者と被扶養配偶者の人数割り)

同一の拠出金単価

国民年金 厚生年金 国共済 地共済 私学共済

定額保険料 定率保険料



平成17年度基礎年金拠出金単価 (保険料負担分) 15,311円

※基礎年金拠出金の金額は特別国庫負担分を除く。

※平成18年4月現在

←1階+2階+3階
 ←1階+2階

保険料負担

被用者年金各法における財政検証等に関する規定

◎ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号） 抄

（財政の現況及び見通しの作成）

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。

2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。

3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号） 抄

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用（基礎年金拠出金の納付に要する費用（第三項（第一号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。）については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（国の積立金及び地方の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2～7 （略）

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） 抄

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一・二 （略）

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2～7 （略）